

秦野皓平 タミフル服用後の経緯

- ・ 2005年2月5日 タミフル服用後に 自宅マンションより転落死
- ・ 2005年6月 医薬品医療機器総合機構へ副作用申請
- ・ " 7月 " より 申請受理案内
- ・ 2006年7月 " より 『不支給決定』通知
厚生労働大臣川崎二郎氏（小泉内閣）
- ・ " 8月 審査不服申し立て
- ・ 2010年4月 裁決書 『棄却』 厚労大臣舛添要一氏（福田内閣）
- ・ 2010年10月 『不支給決定の取り消し』を求め、名古屋地裁へ提訴
- ・ 2015年3月 名古屋地裁 『棄却』
厚労大臣塩崎恭久氏（現職、安倍内閣）
- ・ 2016年2月 名古屋高裁 『棄却』
- ・ 2016年4月 最高裁へ上告
- ・ 2016年9月6日 『本件を上告審として受理しない。』

2016年10月16日

薬害タミフル脳症被害者の会
秦野 竜子

〔2015年3月 名古屋地裁判決の一部〕

はない。これらについては、前記2(6)で認定したとおり、関係各分野の専門家によって構成された安全対策調査会においても、度重なる検討を経て、同旨の判断がされているところである。

そうすると、これまでの種々の一般的な知見を総合しても、タミフル服用と異常行動との間の因果関係の有無については、いまだ明らかにはなっていないといわざるを得ない。

(3) 亡皓平及び亡■■■についての個別的検討

ア 亡皓平の異常行動についての検討

(ア) 転落等の異常行動については、インフルエンザ自体によっても生じる可能性があり、タミフル服用と異常行動との間の因果関係の有無はいまだ明らかにはなっていないことは、前記(2)で説示したとおりであるところ、前記2(8)で認定した事実によると、①亡皓平(当時14歳)は、平成17年2月4日午後5時頃には発熱を訴え、②翌5日午前11時ないし11時30分頃に受診した際には、39.4℃の発熱があつて咽頭痛、関節痛、倦怠感等を訴え、A型インフルエンザと診断されたものであり、③同日午後4時頃、タミフル1カプセルを服用し、④同日午後6時40分頃、自宅のあるマンション9階の階段付近から転落したが、⑤看護に当たっていた母竜子は、救急搬送先の病院において、亡皓平が激しい頭痛を訴え、熱でもうろうとしていたことや、「こんなに熱や頭痛でつらいなら、死んだ方がましだ。」と発言していたこと等を説明したというのである。

このような亡皓平の症状や転落までの経緯等に照らすと、亡皓平の転落がインフルエンザ自体による可能性もあながち否定し去ることはできないといわなければならない。

(イ) この点について、原告らは、亡皓平はタミフル服用前に37.5℃まで解熱していたものであり、インフルエンザ等が異常行動に関与してい

た可能性は極めて低い旨主張し、秦野竜子の陳述書（甲40）及び証言中には、「亡皓平は、平成17年2月5日午前11時頃の受診時に39.4℃の高熱があったものの、その後大量に汗をかいて着替えるなどして、午後4時頃には37.5℃まで熱が下がり、お粥をおかわりして2杯食べたり姉と言ひ合いをする程度にまでなり、その食事の後タミフルを服用した。」旨の供述記載部分ないし供述部分が存在する。

しかしながら、前記2(8)で認定した事実によると、平成17年2月5日当日、亡皓平が救急搬送された刈谷総合病院において、竜子は、亡皓平が①竜子に対して「死にたい。」と言っていたこと、②同日に近医でインフルエンザと言われ、頭痛を訴えていたこと、③熱でもうろうとしていたことを伝えたというのであり、同病院の救急外来患者記録には、上記①の内容の記載部分について、「高熱の時、とても頭が痛く、こんな思いをするなら死んだ方がましだ！と怒っていた」ということである旨の説明を記した付せんが付され、診療録にも、「熱でもうろうとして落ちたのか、自分の意思で落ちたのか分からない。」「寝ている時、こんなに熱や頭痛でつらいなら、死んだ方がましだという発言はあった。」と記載されているところ、「死にたい。」ないし「死んだ方がましだ！」というほどの頭痛があったことや、熱でもうろうとしていたことは、亡皓平の罹患した疾病の状態がインフルエンザの中でも重度のものであったことを示すものとみられる。竜子は、平成26年7月2日に行われた証人尋問において、救急外来患者記録における上記③の内容の記載部分について、「熱でもうろうとしていたというのは、頭痛を訴えていた時のことではないか。その後、熱が下がったということが書かれていないが、自宅ではちゃんと熱は下がっていた。」旨供述するけれども、熱がどの程度下がっていたかを示す客観的な証拠はない上、9年以上前の出来事について記憶が一部変容等している可能性も否定することはできな

い。そして、救急搬送された病院において、直近の状態が明らかに熱が下がり快方に向かっていたのであれば、その旨を伝えるのが自然であると思われることをも勘案すると、竜子の上記供述記載部分ないし供述部分のみによって、亡皓平がタミフルを服用する前に37.5℃まで解熱していたなどの事実をそのまま認定することはできない。

また、この点を暫く措くとしても、前記2(5)イ、(6)アで認定した事実によると、平成17年度第1回安全対策調査会では、参考人として出席していた専門家から、「インフルエンザに罹患すると、インフルエンザ脳症に罹患することがあるほか、高熱になると、非特異的な症状として、高熱によるせん妄状態が起きることがある。後者は、熱が出たときにも起きるが、熱が下がってからも出ることがあり、薬剤を飲んで起きたのか、原疾患によるものかの判断が難しい。」旨の指摘がされており、現に、医療機関等から厚労省医薬食品局に報告された事例の中にも、朝から38℃台の発熱のあった14歳男児が、36℃台になって登校し、夜零時前に就寝後、夢の中で何かに追いかけられ、逃げようとして自宅庭に飛び降り、右第2～4中足骨を骨折した事例のように、一旦解熱した後に異常行動が出現したケースも存在したというのである。

そうすると、仮に、亡皓平がタミフルを服用する前に37.5℃まで解熱するなどしていたのであったとしても、このことをもって直ちに、亡皓平の転落がインフルエンザ自体による可能性はなく、タミフルの服用によってもたらされたものであることについて高度の蓋然性が認められるとまでいうことはできない。

(ウ) 以上のとおり、亡皓平の症状や転落までの経緯等は、亡皓平の転落がインフルエンザ自体によるものであったとしても矛盾するものではなく、前記(2)で説示したところを併せ考慮すると、本件全証拠によっても、タミフルの服用が亡皓平の転落を招来したという関係を高度の蓋然

以上によれば、本件証拠上、亡皓平及び亡[]の異常行動（マンション高層階からの転落）については、インフルエンザ自体が原因でありタミフルの副作用に起因するものではなかった可能性もあながち否定することはできず、結局、タミフルの副作用に起因するものであったことが高度の蓋然性をもって証明されたということとはできない。

したがって、亡皓平及び亡[]の死亡は、いずれも各々が服用したタミフルの副作用によるものであるとは認められないといわざるを得ないから、本件各不支給決定は適法である。

第4 結語

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 福 井 章 代

裁判官 笹 本 哲 朗

裁判官 西 脇 真 由 子